

定款

株式会社東京通信

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社東京通信と称し、英文では Tokyo Tsushin, Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットのアプリケーションの企画、開発及び販売
- (2) コンピュータソフトウェア、Web システムの企画、開発及び販売
- (3) インターネットを利用した通信販売業務
- (4) 広告業及び広告代理業
- (5) 前各号に掲げる業務に関するコンサルティング業務の受託
- (6) 有価証券の取得及び保有
- (7) 有価証券以外を対象とする投資業務
- (8) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、17,310,000 株とする

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

利を行使することはできない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 12 条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

第 13 条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

第 14 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役会の決議により社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 (決議)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又はその代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条 (株主総会資料の電子提供措置)

当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。

- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の

基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11名以内とする。

- 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（取締役の選任）

当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。
- 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

- 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第22条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議要件）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 28 条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 30 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 31 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 会計監査人

第 32 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 33 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

第34条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第35条（期末配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第36条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第37条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

附則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、現行定款第32条（監査役の責任免除）の定めるところによる。

第2条（株主総会の招集に関する経過措置）

変更前定款第13条（招集）の変更は、当会社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。

第3条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（株主総会資料の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行日（2022年9月1日）から効力を生ずる。

- 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。